

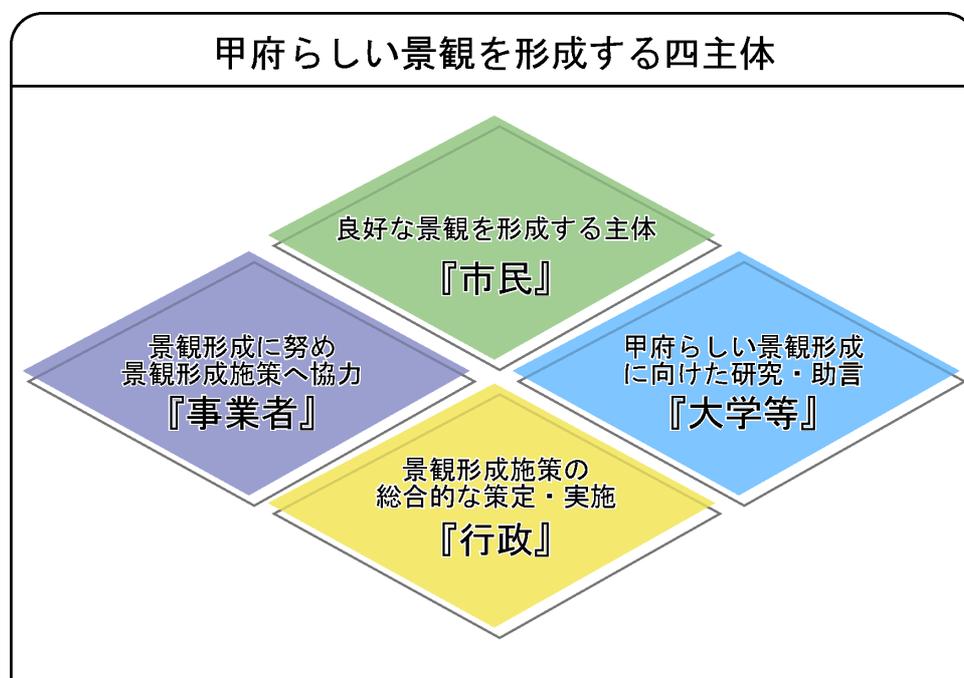
第6章 実現化方策

(1) 実現化に向けた基本的な考え方

1) 市民、事業者、行政、大学等の協働による景観形成

甲府市における今後の景観づくりにおいては、次のような「実現化に向けた基本的な考え方」や、市民、事業者、甲府市の「各主体の責務」をもとに、市民、事業者、行政等が一体となって、進めていくものとします。

また、甲府市の大きな特徴として、山梨大学や山梨県立大学、山梨学院大学、山梨英和大学をはじめとする多くの教育研究機関が立地していることから、こうした機関の専門家（研究者）などの協力を得ながら、総合的な景観まちづくりを推進することが重要です。



1. すべての市民が美意識を更に高め、景観形成に関する理解を深める

ふるさと甲府を代表し、甲府の誇りともなる眺望景観や自然景観のすばらしさを今まで以上に再認識し、それらを後世に継承していくためには、良い景観とは何か、悪い景観とは何か、甲府らしい景観とは何か、現代社会における歴史景観や自然景観と都市景観との共存・調和とはどうあるべきかなど、すべての市民が美意識を再認識し、そのために市民一人ひとりができることは何かを理解することが必要です。

このようにすべての市民が美意識を更に高めるとともに、甲府らしい良好な景観形成に関する理解を深めるための取り組みを展開し、関心喚起を図ることが必要です。

【具体的な取り組みの例】

- ・ 市民懇談会やシンポジウム
- ・ パネルディスカッション等により市民とともに甲府らしい景観まちづくりの議論による意識の醸成 等

2. 市民と行政、市民と市民等の意見交換を育みながら市民意識を深める

良好な景観を育むためには、良好な景観形成を図る上で主体となる市民と、土地の利用等の事業活動などに関連して周辺地域に対して影響を与える事業者、甲府市の景観形成に関する施策を総合的に策定し、実施することになる行政の三者は、大学等の学識者や研究室などの協力を得ながら、協働していくことが不可欠です。

アンケート調査においても、多くの市民は、景観まちづくりのルールをつくる上で必要なこととして、「景観形成基本計画の説明会」や「景観のルールづくりに必要な情報提供のための説明会の開催」「景観のルールづくりに必要な住民主体の研究会の発会や運営の支援」など、情報提供や話し合いの場を設けることを望んでいることから、これらの市民や事業者と行政、市民と市民とが情報交換を行う機会の提供や情報提供などを積極的に展開しながら、市民意識を深めていくことが必要です。

【具体的な取り組みの例】

- ・ 甲府市景観形成基本計画や景観法等の説明会
- ・ 景観のルールづくりに必要な情報提供のための説明会の開催
- ・ 景観のルールづくりに必要な住民主体の景観まちづくり研究会の発会や運営の支援
- ・ 大学等との連携による（仮称）甲府景観研究会の設立 等

3. すべての市民による身近な取組みを支援する

すべての市民が、地域の個性となる身近な『にちじょう景観』や、市民の原風景となる『ふるさと景観』などを守り、育むためには、すべての市民が、身近な住まいや住まいの周りの美化活動を展開したり、公共空間との調和を意識するなど、地道な活動を支える仕組みづくりが必要です。

行政は、甲府市における良好な景観の形成に資する活動を行う意欲的な市民に対し、情報提供や地域住民の組織化支援、専門家（アドバイザー）の派遣など、人的・組織的な支援を展開することが必要です。

【具体的な取り組みの例】

- ・ 景観まちづくりに関する出前講座等の開催や専門家（アドバイザー）の派遣
- ・ 生垣設置奨励や花づくり運動等の促進 等

4. 公共施設の景観の高質化を図る

第五次甲府市総合計画の基本目標にも掲げられている市民生活を支える都市基盤の整備や市民の生活の場を支える生活・自然環境の向上を図るために展開される道路・公園・河川などの公共施設整備は、地域社会に与える影響や環境に与える影響も大きなものがあります。

アンケート調査においても、市民の多くは「道路・公園及び公共施設など景観に配慮した公共事業を行う」ことを求めていることから、行政は、こうした市民意識にも配慮しながら、良好な景観まちづくりを展開することが必要です。

【具体的な取り組みの例】

- ・ 景観法に基づき、国・県・市による景観重要公共施設制度を活用した甲府らしい景観に配慮した公共施設整備
- ・ （仮称）甲府らしい景観づくりのための公共施設等デザインガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）の策定及びガイドラインに基づく建築物、道路、公園、河川等の公共施設整備 等

2) 各主体の責務

甲府市の景観づくりは、市民及び事業者、甲府市（行政）、大学等の各主体が、自らの役割を認識し、相互に連携しながら推進していく必要があります。

① 市民の責務

市民は、景観形成基本計画の基本理念等に基づき、景観形成に関する理解を深めるとともに、良好な景観を形成する主体であることを認識し、景観形成に積極的な役割を果たすよう努めることが重要です。

また、市が実施する景観形成に関する施策に協力することが求められます。

さらに、屋外広告物に関する法令及び条例、その他の景観形成に寄与する法令及び条例を遵守することが求められます。

② 事業者の責務

事業者は、景観形成基本計画の基本理念等に基づき、土地の利用等の事業活動に関し、景観形成に自ら努めるとともに、市が実施する景観形成に関する施策に協力することが重要です。

また、屋外広告物に関する法令及び条例、その他の景観形成に寄与する法令及び条例を遵守することが求められます。

さらに、建築に関わる事業者は、甲府市の景観形成に関する理解をより一層深めるよう努めることが求められます。

③ 市の責務

市は、甲府市の景観形成に関する考え方や市、市民及び事業者における景観形成のための指針となる甲府市景観形成基本計画に基づき景観形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施することが重要です。

また、市民や事業者、関係機関等に対し、甲府市の景観形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念等の理解を深めるよう努めることが求められます。

さらに、景観形成に関する施策を展開する場合には、市民及び事業者、関係機関、大学等との連携と協働に努めることが重要です。

④ 大学等の役割^(*)

山梨大学をはじめとする大学の専門家等は、専門的、かつ中立的な立場から、甲府市における良好な景観形成に向けて、甲府市を対象とした調査・研究を推進するとともに、調査・研究成果等を活かし、市に対して助言等を行うなど、積極的な地域貢献を果たすことが求められます。

また、市との協力と連携のもと、市民や事業者等に対し、甲府市の景観形成に関する啓発や知識の普及等を図るために、シンポジウムや地区の景観まちづくり研究会等への積極的な参画が求められます。

(*) 大学等に対して、市は、協力と連携を要請する立場にあることから、「責務」という表現ではなく、「役割」という表現にしています。